

令和 4 年度

日南市財政健全化審查意見書

日南市監査委員



日監発第20号  
令和5年8月21日

日南市長 高橋 透 様

日南市監査委員 渡邊秀美

日南市監査委員 川口和也

#### 令和4年度日南市財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和4年度日南市財政健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、次のとおり意見書を提出する。



# 令和4年度日南市財政健全化審査意見

## 第1 審査の対象

### 一般会計関係

令和4年度	実質赤字比率
同	連結実質赤字比率
同	実質公債費比率
同	将来負担比率
同	算定の基礎となる事項を記載した書類

### 公営企業関係

令和4年度	日南市病院事業会計 資金不足比率
同	日南市簡易水道特別会計 資金不足比率
同	日南市漁業集落排水事業会計 資金不足比率
同	日南市公設合併処理浄化槽事業会計 資金不足比率
同	日南市公共下水道事業会計 資金不足比率
同	日南市特定環境保全公共下水道事業会計 資金不足比率
同	日南市水道事業会計 資金不足比率
同	算定の基礎となる事項を記載した書類

## 第2 審査の期間

令和5年7月27日から8月16日

## 第3 審査の方法

審査にあたっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の目的に沿い、健全化判断比率及び公営企業会計の資金不足比率（以下「健全化判断比率等」）並びに、その算定となる事項を記載した書類について、関係書類の照合調査を行い、計数の正確性及び財政状況の健全性について審査した。

## 第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令に基づいて作成されており、その計数は正確であり、それぞれの比率は早期健全化基準及び公営企業の経営健全化基準以下であることが認められた。

## 1 健全化判断比率

(単位 : %)

区分	健全化判断比率			早期健全化基準
	4年度	3年度	差引	
(1) 実質赤字比率	— (△3.63)	— (△6.34)	—	12.74
(2) 連結実質赤字比率	— (△15.50)	— (△18.82)	—	17.74
(3) 実質公債費比率	9.6	9.3	0.3	25.0
(4) 将来負担比率	61.7	53.2	8.5	350.0

(注) 各比率( )内の数値は、計算結果に基づく数値を参考として表示した。

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした「実質赤字額」の「標準財政規模」に対する比率であり、財政状況を最も端的に表すものである。

実質赤字額がないため、実質赤字比率は「—(数値なし)」で表示している。

### (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、本市の全会計を対象とした「実質赤字額(資金の不足額)」の「標準財政規模」に対する比率である。

連結実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は「—(数値なし)」で表示している。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する「元利償還金及び準元利償還金」の「標準財政規模」に対する比率の3か年の平均値である。

本年度は9.6%と、前年度に比べ0.3ポイント上昇(悪化)している。

### (4) 将来負担比率

将来負担比率は、「一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額」の「標準財政規模」に対する比率である。本年度は61.7%と、前年度に比べ8.5ポイント上昇(悪化)している。

## 2 資金不足比率

資金不足比率は、各公営企業における「資金の不足額」の「事業の規模」に対する比率である。

全ての公営企業会計で、資金の不足額は生じていないことから、資金不足比率は「－（数値なし）」で表示している。

（単位：%）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
(1) 日南市病院事業会計	－	
(2) 日南市簡易水道特別会計	－	
(3) 日南市漁業集落排水事業会計	－	
(4) 日南市公設合併処理浄化槽事業会計	－	
(5) 日南市公共下水道事業会計	－	
(6) 日南市特定環境保全公共下水道事業会計	－	
(7) 日南市水道事業会計	－	各会計とも 20.0